

# 大分県報

令和五年

号外 (三一)

三月三十一日

(金曜日)

## 目次

### 規則

退職手当の支給等に関する規則の一部改正……………

### 規則

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第十五号

#### 退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第五条の二第二項第二十七号」の下に「（条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「附則第二十四項」を「附則第三項」に改め、同条第三号中「附則第二十五項」を「附則第四項」に改め、同条第四号中「附則第二十六項」を「附則第五項」に、「昭和六十二年四月一日」を「同年四月一日」に改め、同条第五号中「附則第三十項」を「附則第九項」に改め、同条第六号中「附則第三十二項」を「附則第十一項」に改める。

第五条第三号中「以外の事由」の下に「（地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業を含む。）」を加える。

第六条中「第二十七号まで」の下に「（条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

附則に次の四項を加える。

（定年年齢に達する前に退職する者に対する割増率）

6 当分の間、条例第四条第一項第三号並びに第五条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる者（条例附則第二十八項の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（二十五年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）に対する第四条の二及び第四条の四の規定の適用については、第四条の二中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とする。

7 当分の間、条例第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて条例附則第二十八項の表の上欄に掲げる者が、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第四条の二及び第四条の四の規定の適用については、第四条の二中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「附則第二十八項の表の上欄に掲げる者の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

8 当分の間、条例第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて条例附則第二十八項の表の上欄に掲げる者が、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第四条の二及び第四条の四の規定の適用については、第四条の二中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の三月三十一日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（条例第五条の三に規定する者に対する条例附則第二十三項及び第二十四項の規定を適用する場合における技術的読替え）

9 当分の間、条例第五条の三に規定する者に対する条例附則第二十三項及び第二十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第二十三項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額
附則第二十三項第二号	特定日前給料月額に、	特定日前給料月額及び特定日前給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額に、
附則第二十三項第三号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額に、
附則第二十四項第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額
附則第二十四項第二号イ	特定減額前給料月額及び特定日前給料月額	並びに特定日前給料月額及び特定日前給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額
附則第二十四項第二号ロ	当該割合	前項第二号ロに掲げる割合
附則第二十四項第二号ハ	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額

  

<p>別表の口の表の第一号区分の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。</p> <p>六 条例第五条の二第一項に規定する特定任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」という。）の公安職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたものの</p> <p>別表の口の表の第二号区分の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。</p> <p>八 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>別表の口の表の第三号区分の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。</p> <p>十 特定任命により職員となつた者のうち、平成十八年四月以後の一般職給与法の公安職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p><b>附則</b></p> <p>この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1220 1400 1428 1702">特定日前給料月額</td> <td data-bbox="1220 1713 1428 2105">特定日前給料月額及び特定日前給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1045 1400 1212 1702">及び退職日給料月額</td> <td data-bbox="1045 1713 1212 2105">並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額</td> </tr> </table>	特定日前給料月額	特定日前給料月額及び特定日前給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額
特定日前給料月額	特定日前給料月額及び特定日前給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額				
及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に百分の二（附則第二十一項各号に掲げる職員にあつては、知事が別に定める割合）を乗じて得た額の合計額				